

令和7年度 随意契約一覧表(税務部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	市民税課	吹田市市税の帳票印刷、印字及び封入・発送業務(令和7年4～10月)	納税義務者へ送付する納税通知等について、帳票の印刷、印字及び封入・封緘を行い、本市が指定する場所へ納品する業務	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで (令和7年4月1日)	大阪市中央区平野町2丁目1番2号 共同印刷西日本(株)	単価契約 市民税普徴・年金特徴通知書(一般分) 1通につき4.4円 市民税普徴・年金特徴通知書(口振分) 1通につき12.1円 他109項目 執行予定総額 35,304,483円	本業務は本市税務システムが令和7年11月に新システムへ移行する前の移行期間の業務であり、一般競争入札を実施したとしても、契約期間が短いため、新規参入業者はスケールメリットが得られず、旧税務システムに対応した印字システム等を引き続き使用できる現行業者のほうが経費面で有利であることを同業他社から徴取した見積書の比較にて確認したことから、当該事業者と単独随意契約を締結するものです。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第6号【物品・委託役務関係業務】(4)現に契約履行中の事業者に引き続き実施させた場合、入札に付すよりも経費の節減が確保できる等有利と認められるときに該当)
2	市民税課	吹田市基幹系システム再構築(税務システム)運用保守業務	吹田市基幹系システム再構築(税務システム)運用保守業務	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで (令和7年4月1日)	大阪市中央区城見2丁目2番6号 富士通Japan(株) 関西公共第二ビジネス部	52,538,882円	今年度予定している新税務システムが稼働するまでの間、現行システムを利用する必要があるため運用保守業務を委託するものであり、現行システムの保守作業については、現行の税務システム構築業者である当該業者でなければ業務を実施することができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)、【物品・委託役務関係業務】カに該当)
3	市民税課	吹田市基幹系システム再構築(住登外システム)運用保守業務	吹田市基幹系システム再構築(住登外システム)運用保守業務	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで (令和7年4月1日)	大阪市中央区城見2丁目2番6号 富士通Japan(株) 関西公共第二ビジネス部	7,700,825円	令和7年1月に新住記システムが稼働したが、新税務システム稼働までは引き続き現行住登外システムに宛名情報を連携する必要があるため運用保守業務を委託するものであり、現行の住登外システム構築事業者である当該業者でなければ業務を実施することができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)、【物品・委託役務関係業務】カに該当)
4	資産税課	固定資産評価支援システム運用保守業務	固定資産評価支援システム運用保守業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪市中央区南船場2丁目3番2号 国際航業(株) 大阪支店	22,616,000円	令和5年度に更新された固定資産評価支援システムを開発した業者であり、他社が同システムを使用・保守することが不可能であるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号の(1)、【物品・委託役務関係業務】カに該当)

5	資産税課	登記異動処理システムの使用及び保守に関する業務	登記異動処理システムの使用及び保守に関する業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	東京都中央区八丁堀2丁目21番2号 株ダイショウ	4,620,000円	現在運用している登記異動処理システムを開発した業者であり、他社が同システムを使用・保守することが不可能であるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号の(1)、【物品・委託役務関係業務】カに該当)
---	------	-------------------------	-------------------------	---	-----------------------------	------------	---

5月分については対象案件はありません。

6月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	市民税課	吹田市税務システム再構築・標準化に伴うコンビニ交付システム対応業務	新税務システムの稼働に伴うコンビニ交付システム対応業務	令和7年6月9日から 令和7年11月30日まで (令和7年6月9日)	大阪市中央区城見2丁目2番6号 富士通Japan(株) 関西公共第二ビジネス部	9,498,500円	現行のコンビニ交付システム構築事業者でなければ業務を実施することができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号の(1)、【物品・委託役務関係業務】カに該当)

7月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	資産税課	令和8年度固定資産税(土地)の価格修正で活用する標準宅地の時点修正業務	令和8年度固定資産税(土地)の価格修正で活用する標準宅地の時点修正業務	令和7年7月22日から 令和7年10月17日まで (令和7年7月22日)	大阪市西区阿波座1丁目6番1号 公益社団法人大阪府不動産鑑定士協会	5,115,990円	本業務は吹田市内の標準宅地について、他の公的土地評価との均衡を図りながら同一時点で鑑定を行うもので、これには単に土地を鑑定評価するだけでなく、都道府県単位の情報交換及び調整を十分行うことも必要であり、吹田市域の地価に精通する不動産鑑定士等に鑑定業務を行わせ、なおかつ大阪府全体での価格の均衡を図ることができるのは(公社)大阪府不動産鑑定士協会以外には見当たらないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)、【測量・建設コンサルタント等業務】カに該当)

8月分については対象案件はありません。

9月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	市民税課	税務システムオブジェクトストレージ連携対応業務	ガバメントクラウド上で稼働する標準化対象業務のデータ連携がオブジェクトストレージ経由の連携となることで必要となる税務システムのデータ連携を行うための対応業務	令和7年9月22日から 令和8年3月31日まで (令和7年9月22日)	大阪市中央区城見2丁目2番6号 富士通Japan(株) 関西・中部公共ビジネス統括部(大阪)	9,856,000円	税務システム構築業者である当該事業者でなければ業務を実施することができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)、【物品・委託役務関係業務】カに該当)
2	資産税課	令和9年度固定資産(土地)の評価替えに係る鑑定評価業務	令和9年度固定資産(土地)の評価替えに係る鑑定評価業務	令和7年9月30日から 令和8年3月31日まで (令和7年9月30日)	大阪市西区阿波座1丁目6番1号 公益社団法人大阪府不動産鑑定士協会	25,948,670円	固定資産(土地)評価に用いる鑑定評価は、標準宅地の鑑定評価を行う「鑑定評価業務」と、価格の面的な均衡調整を行う「均衡調整等に係る業務」の2つの観点から行う必要があり、単に個別地点の鑑定評価を行うのではなく、他の公的土地評価との均衡を図りつつ、同一時点で大量の評価を行う必要があります。 また、評価基準においても、「不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価から求められた価格等を活用するに当たっては、全国及び都道府県単位の情報交換及び調整を十分に行うものとする」とされています。 府域において、これらの均衡調整や情報交換を前提とした業務を実施できる機関は、公益社団法人大阪府不動産鑑定士協会(以下「鑑定士協会」という。)以外にない、本市を含めた大阪府内の各市町村では、平成9年度以降の評価替えに伴う鑑定業務を鑑定士協会に委託することで、各種の均衡調整や不動産鑑定士相互間での鑑定評価価格の情報交換ができる体制を確保しています。 以上のことから、本業務は特定の者でなければ役務の提供ができないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、鑑定士協会と随意契約を行うものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【測量・建設コンサルタント等業務】カに該当)

10月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	市民税課	次期共通基盤更新に伴う税務システム側対応業務	共通基盤システムを次期システムへ更新することに伴い、税務システム側で必要な設定及びテスト等を実施する業務	令和7年10月27日から 令和8年3月31日まで (令和7年10月27日)	大阪市中央区城見2丁目2番6号 富士通Japan(株) 関西・中部公共ビジネス統括部(大阪)	6,094,000円	税務システム構築業者である当該事業者でなければ業務を実施することができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)、【物品・委託役務関係業務】カに該当)

2	資産税課	税務システム標準化及び 共通基盤更改に伴う固 定資産評価支援システ ムの改修業務	税務システム標準化及 び共通基盤更改に伴う 固定資産評価支援シス テムの改修業務	令和7年10月24日から 令和8年3月31日まで (令和7年10月24日)	大阪市中央区南船場2丁 目3番2号 国際航業(株) 大阪支店	6,919,000円	令和5年度に更新された固定資産評価支援システムを開発した業者が運用及び保守を行っており、税務システムの標準化及び共通基盤更改に伴い本システムの改修が必要となったが、本システムは、吹田市独自の開発・設定を施しているため、同業他社が本業務を実施し、システムを安定稼働させることは事実上不可能であり、システム構築業者である当該事業者でなければ業務を実施することができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)、【物品・委託役務関係業務】カに該当)
---	------	---	---	---	--------------------------------------	------------	--